

第十三編

山形県庄内経済農業協同組合連合会



*

米どころ庄内に独自の事業連
 庄販が経済を設立取扱い
 販売事業の誇る農業倉庫資
 日本一の好敵手信成合
 庄経連のの

*

質借契約か倉庫買収へ
 山居北斗会倉庫の理由
 倉庫買収譲渡会
 山居倉庫北斗会
 連続

二
番
除
草
が
始
ま
つ
た

(読売新聞社提供)

独自の販売・購買連をつくる

全農民の要望で県連加入をことわる

米どころ庄内に

山形県庄内経済農業協同組合連合会（略称・庄内経済連）は昭和二十三年八月設立した庄内販売、庄内購買の両連合会が合体して昭和二十八年七月一日に新発足したものである。

庄内二市三郡（酒田、鶴岡市、東田川、西田川、鮎海郡）の耕地三万八千町歩は県産米三百万石のうち、百四十万石の庄内米を産し、二万七千戸の農家のほとんどが稲作単営であって、庄内は米によって維持され、生活する宿命を持っていたので、最上、村山、置賜のいわゆる内陸地帯と違って、昔から「米」だけの生産、貯蔵、販売、金融等にわたって庄内独自の、しかも強靱な発達をとげて来た。

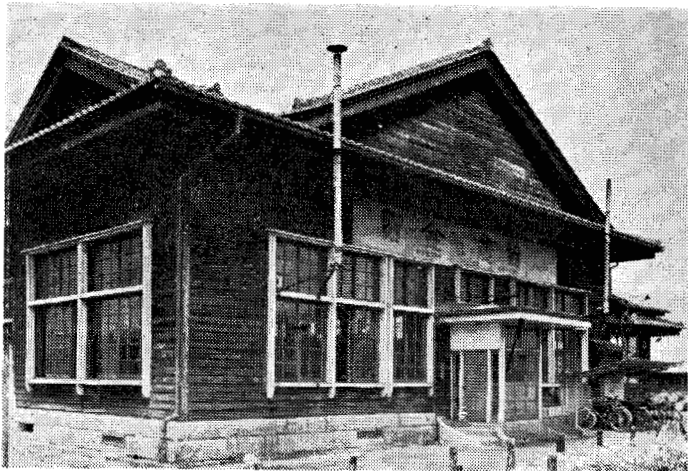
人情、気候、風土を同じくした立地条件と経済的環境の等しい庄内の農家が、条件、環境のちがう県一円の事業連合会に参加するよりは自らの連合会設立を希望したことは当然であって、昭和二十二年、農業会が解体して画一的な県一本の組織から解放された農業協同組合設立が開始されると、庄内の農家はこぞって、予ての念願通り庄内独自の農業経営の合理化を図っ

て、「庄内販売農業協同組合連合会」を昭和二十三年七月十五日に、続いて「庄内購買農業協同組合連合会」を同月二十八日に、それぞれ創立総会を開いて、両連合会の発足となったものであった。

そのころ、内陸地方の各組合長の間では県一円の販売、購買連合会設立の準備がしきりに行われ、県一円の経済事業連合会を設立するのだから、庄内二市、三郡の全組合をもその傘下に入れるべきだとして、二十三年六月二十二日、細谷庄左工門氏（山形市東金井）等七名の内陸地方の組合長代表が酒田市で本橋、南平田、酒田、広野、余目の五庄内代表と会い、細谷氏から県販売連設立の趣旨を述べて庄内の組合を県連に参加させるよう話し合ったが、庄内代表は、庄内販売、購買両連合会を設立することは庄内全農民の要望に従って慎重討議の結果、決定したことであって、折角の勧誘であるが、庄内連合会設立を中止して県連合会参加に承諾することは出来ない、県連設立代表に県連合流を断わり、さらに庄内連合会としての県連参加を細谷氏等から説かれたが、これまた即答を避けて、県連参加問題は打切られ、県販連が七月二十四日、県購連が同月三十日に

酒田市山居町の庄内販連事務所

(のちの庄内経済連本所)



それぞれ設立總會を開き、県一円を事業区域とした事業連合会のうち販売連、購買連に限って各二つづつ庄内と内陸にほとんど同時に設立されたのであった。

庄内両連合会設立が本格的に話題に上ったのは二十三年六月一日に山形市で県主催の県下農協組合長大会が開かれ、大会出席の庄内各組合長が上の山温泉に宿泊した際であった。それまで同じ

ついでには未だ意見の交換が行われていなかった。上の山宿泊を機会に田川、飽海両地区の組合長懇談会が開かれ、庄内連合会設立について真剣な討議を重ねた結果、庄内に二連合会設立を決定、翌二日には県議会社会党控室で再び会合、田川地区十五名、飽海地区十二名の連合会設立対策委員を互選し、代表者には齊(田川)、本楯(飽海)両組合長を推し、庄内連合会設立の準備に入ることになったのである。

庄内連合会設立でもっとも力を入れ、主眼としたのは米産地であるところから米取扱いを中心の販売事業であって、購買事業はそれに附随した従たるものであった。従って農家が非常に関心をよせたのは倉庫問題で、販売事業を行うには倉庫業務を完全に握り、鶴岡倉庫を県農業会から譲り受け、山居賃貸、北斗会両借倉庫を庄内連合会で経営することを条件とした販売事業連合会事務所を酒田市に設置した場合、購買事業の事務所を鶴岡市に置くことに、六月四日の山居糠油工場控室での田川、飽海代表会議、七日の両地区対策委員会で決定した。続いて九日には庄内販連設立研究会と才一回設立発起人会を、十一日には才一回事業計画委員会を開き、山居等の倉庫問題、事業計画作成の基本事項等をきめる等本格的に設立の準備を開始し、順調な進捗ぶりを見せたので、県連設立発起人代表に対して県連不参加を表明した六月二十二日の翌二十三日には既に才二回発起人会と事業計画委員会を県農業会田川支部事務所内で開催したほどであった。

庄内といっても飽海、田川とも連合会組織には別個な意見を持ち、異った連合会の構想を抱いていた。ただ単作地帯である庄内の立地条件から独自の庄内連合会を設立するのが適当であるという点では両地区とも同一意見であったが、具体的な構想に

庄内販連の設立発起人には柴田喜三郎(本楯)氏が代表とな

り、阿部一喜(田沢)、大井一哉(東平田)、庄司勘作(北平田)、小野丹羽太(一条)、佐藤政雄(蕨岡)、金子五郎右工門(高瀬)、岡部助七(広瀬)、菅原長之助(押切)、豊田永治(藤島)、小林徳一(大和)、加藤勝美(広野)、本間四郎(狩川)、今井仙三郎(西郷)、荻原長左工門(大山)の十五組合長が選ばれた。

一方庄内購買連は阿部小三郎氏(齊)ほか十四組合長が設立発起人となり、設立準備を進め、庄内販連は高山庸氏(黄金)ほか八名、同購連は加藤勝美氏(広野)ほか七名の定款作成委員を選任、次のように創立総会を開き、それぞれ発足したのであった。

山形県庄内販売農業協同組合連合会

① 創立総会 昭和二十三年七月十五日

(定款および役員選挙規程承認、初年度事業計画承認、創立当時の役員の内期決定、創立費償却、役員選挙)

② 役員 (理事十三名、監事三名)

会長理事 庄司勘作(北平田)

常務理事 佐藤政雄(蕨岡)、加藤勝美(広野)

理事 酒井忠孝(鶴岡)、岡部助七(広瀬)、小林徳一(大和)、豊田永治(藤島)、小野丹羽太(一条)、池田喜太郎(東平田)、阿部千代松(長沼)、荻原長左工門(大山)、今野三郎(遊佐)、佐藤文治(袖浦)

監事 本間四郎(狩川)、小林助三郎(南遊佐)、小林松太郎(東郷)

③ 地域区 泉一円

④ 事務所 主な事務所を酒田市山居町五二の一に、従たる事務所

を鶴岡市大字大宝寺字嘉口田三一の一におく

⑤ 出資金 四百六十四万二千元

⑥ 会員数 六九

⑦ 事業 (一)会員の販売する物資の運搬、加工、貯蔵または販売 (二)会員の行う販売事業に関する指導および連絡 (三)農業倉庫業法による連合農業倉庫の経営 (四)前各号の事業に附帯する事業

⑧ 役員 理事十三名、監事三名(兩者とも任期二年、ただし設立当時の理事、監事は才一回通常総会で改選する)

⑨ 設立認可 昭和二十三年八月七日

⑩ 設立登記 昭和二十三年八月十四日

山形県庄内購買農業協同組合連合会

① 創立総会 昭和二十三年七月二十八日(議題は庄内販連と同じ)

② 役員 (理事十三名、監事三名)

会長理事 齋藤祐三郎(中平田)

常務理事 今井仙三郎(西郷)、鈴木孝蔵(八栄島)

理事 小野辰平(豊浦)、高山庸(黄金)、菅原勝右工門(渡前)、加藤茂蔵(観音寺)、佐藤文治(東)、大場鉄蔵(西荒瀬)、島中市太郎(吹浦)、荒生兵市郎(大沢)、佐藤文治(袖浦)、本間治左工門(八栄里)

監事 土田長助(東・大泉)、水越徳太郎(酒田)、大塚甚内(湯田川)

③ 地域区 泉一円

④ 事務所 主たる事務所は鶴岡市大宝寺字嘉口田三一の一に、従たる事務所は酒田市山居町五二の一におく

出 資 金

(24年度まで1口 2,000円)
(それ以降は1口 10,000円)

庄内販連 (単位円)

年 度	出 資 金
才1年度 (23年度)	4,642,000
才2年度 (24年度)	4,970,000
才3年度 (25年度)	25,000,000
才4年度 (26年度)	35,000,000
才5年度 (27年度)	35,000,000

庄内購連 (単位円)

年 度	出 資 金
才1年度 (23年度)	2,746,000
才2年度 (24年度)	5,860,000
才3年度 (25年度)	12,020,000
才4年度 (26年度)	60,100,000
才5年度 (27年度)	60,100,000

- ⑤ 出資金 二百七十四万六千円
- ⑥ 会員数 六九
- ⑦ 事業
 - (一) 会員の構成員である組合員の事業または生活および会員の事業に必要な物資の供給
 - (二) 会員の指導および連絡
 - (三) 家畜市場法による家畜市場の設置
 - (四) 才一号の事業の目的を達成するため、これに関連して行うことを通常必要とする範囲の左の事業
- (イ) 購買、加工、施設を以てする受託加工
- (ロ) 供給する物資の使用法と指導と組合員に対する連合会の事業に関する教育情報の提供
- (ハ) 購買する物について会員のために行う団体協約の締結
- (ニ) その他才一号の事業に附帯する事業
- ⑧ 役員
 - 理事十三名、監事三名(両者とも任期二年、ただし設立当時の理事、監事は才一回通常総会で改選する)
- ⑨ 設立認可 昭和二十三年八月七日
- ⑩ 設立登記 昭和二十三年八月十六日

財 産 目 録

会員及び役職員数

庄内販連 (単位円)

年度	区 分	資 産	負 債	差引純財産
才1年度 (23年度)		24,910,880	19,134,756	5,776,124
才2年度 (24年度)		40,957,676	34,556,767	6,400,909
才3年度 (25年度)		42,888,770	20,274,128	22,614,643
才4年度 (26年度)		58,382,587	25,481,015	32,901,572
才5年度 (27年度)		93,519,549	48,161,526	45,358,023

庄内販連

年度	区 分	会 員	役 員	職 員
才1年度 (23年度)		69	16	58
才2年度 (24年度)		69	16	62
才3年度 (25年度)		69	16	149
才4年度 (26年度)		69	15	146
才5年度 (27年度)		69	15	110

庄内購連 (単位円)

年度	区 分	資 産	負 債	差引純財産
才1年度 (23年度)		41,176,551	44,287,675	2,888,876
才2年度 (24年度)		105,503,521	99,274,545	6,228,976
才3年度 (25年度)		66,911,691	76,668,484	△9,756,794
才4年度 (26年度)		83,713,810	90,312,273	△6,598,463
才5年度 (27年度)		60,642,833	66,814,332	△6,171,499

(庄内購連)

年度	区 分	会 員	役 員	職 員
才1年度 (23年度)		69	16	55
才2年度 (24年度)		70	16	66
才3年度 (25年度)		70	16	88
才4年度 (26年度)		70	16	86
才5年度 (27年度)		72	16	52

庄内販売連の役員移動

昭和二三・七・一五 (創立総会)	昭和二三・七・一八 (創立総会)	昭和二三・七・二一 (創立総会)	昭和二三・七・二四 (創立総会)	昭和二三・七・二七 (創立総会)	昭和二三・七・三〇 (創立総会)
理事 庄司 勘作(北平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 小林 徳一	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 小林 徳一
常務理事 佐藤 政雄(蔵岡)	常務理事 斎藤 祐三郎(中平田)	常務理事 斎藤 祐三郎(中平田)	常務理事 斎藤 祐三郎(中平田)	常務理事 斎藤 祐三郎(中平田)	常務理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 加藤 勝美(広野)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 酒井 忠孝(鶴岡)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 岡部 助七(広野)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 小林 徳一(大和)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 豊田 永治(藤島)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 小野 丹羽太(一条)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 池田喜太郎(東平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 阿部千代松(長沼)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 萩原長左工門(大山)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 今野 三郎(遊佐)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 佐藤 文治(袖浦)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 本間 四郎(狩川)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 小林助三郎(南遊佐)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 小林松太郎(東郷)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)

庄内購買連の役員移動

昭和二三・七・一八 (創立総会)	昭和二三・七・二一 (創立総会)	昭和二三・七・二四 (創立総会)	昭和二三・七・二七 (創立総会)	昭和二三・七・三〇 (創立総会)
会長 斎藤 祐三郎(中平田)	会長 斎藤 祐三郎(中平田)	会長 斎藤 祐三郎(中平田)	会長 斎藤 祐三郎(中平田)	会長 斎藤 祐三郎(中平田)
理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)	理事 斎藤 祐三郎(中平田)



庄司 勘作 氏

歴代会長の略歴

庄司勘作氏 (庄内販売連初代会長) 明治二十七年(一八九四年)一月二十三日、酒田市大字漆曾根字腰廻生れ、昭和十二年五月、北平田村々会議員、十六年北平田村農会副会長、二十一年農民組合長、二十二年農地委員会、二十三年七月十五日、庄内販売連創立総会で理事に当選、八月、初代会長に就任、理事当選三回、二十六年五月、常務理事をつとめた。

常務理事 今井 仙三郎(西郷)	理事 鈴木 孝蔵(八栄島)	理事 小野 辰平(豊浦)	理事 高山 庸(黄金)	理事 菅原 勝右工門(渡前)	理事 加藤 茂蔵(観音寺)	理事 佐藤 文治(東)	理事 大場 鉄蔵(西荒瀬)	理事 畠 中市太郎(吹浦)	理事 荒生 兵市郎(大沢)	理事 佐藤 文治(袖浦)	理事 本間 治左工門(八栄里)	理事 土田 長助(東大泉)	理事 水越 徳太郎(酒田)	理事 大塚 基内(湯田川)
常務理事 佐藤 政雄	理事 佐藤 文治	理事 豊田 永治	理事 加藤 勝美	理事 酒井 忠孝	理事 齋藤 祐三郎	理事 小林 松太郎(東郷)	理事 佐藤 林三(上田)	理事 山木 武夫(新堀)	理事 高 山 庸	理事 佐藤 周(甲川)	理事 萩原 長左工門(大山)	理事 土田 長助	理事 土田 長助	理事 小野 辰平
常務理事 佐藤 政雄	理事 佐藤 文治	理事 豊田 永治	理事 加藤 勝美	理事 酒井 忠孝	理事 齋藤 祐三郎	理事 小林 松太郎(東郷)	理事 佐藤 林三(上田)	理事 山木 武夫(新堀)	理事 高 山 庸	理事 佐藤 周(甲川)	理事 萩原 長左工門(大山)	理事 土田 長助	理事 土田 長助	理事 小野 辰平

小林徳一氏 (庄内販連才二代会長) 明治三十二年(一八九九年)一月十日、東田川郡余目町大字沢新田字沼端一〇五に生



小林徳一氏

れ、青年時代、産青連、産業組合に活躍して、昭和七年、旧県購販連が鶴岡支所(後の庄内支所)を設けると、同支所長となり、購販連の米取扱いを始めた。十八年十二月、県農業会が出来ると、高橋辰二初代会長のもとで、常務理事となって、資材

部長を兼務した。

二十一年三月の役員改選でも再び常務理事となった。(その時の会長は佐藤直信氏)、その間、十九年二月の大和村農会理事、二十二年四月、大和村長になり、二十三年三月、大和村農業協同組合長、同年八月、庄内販連理事、翌二十四年五月には庄司会長に代って才二代会長となったが、庄購連合併に備えて、二十六年五月には庄内販売、購買両連会長に就いた。二十八年七月、合併がなると、初代会長に就任したが、翌二十九年五月の役員改選を機会に庄経から退いてしまった。

齋藤祐三郎氏

(庄内購連初代会長) 明治三十一年(一八八八年)五月十四日、酒田市大字手蔵田字村建一一二の生れ、昭和八年十二月、中平田信販購利組合書記、十六年三月、中平田村役場書記を経て、二十年一月には村役場収入役となった。二十二年四月、農業会専務理事、二十三年二月、村農業会長か



齋藤祐三郎氏

ら、農協組合長となり、同年七月、庄内購買連が創立すると、初代会長に推された。同連理事当選三回、二十六年、会長を庄販連の小林会長が兼ねることになったので、販、購両連合会の理事となった。

庄内販連・購連創立当時の人事

庄内販連、購連創立当時の主脳人事は(庄販)総務部長加藤弥助、業務部長阿曾俊夫、総務課長小田早稲太、農林課長大井



加藤弥助氏



本間武雄氏

一哉、經理課長、南正精、食糧課長、兼倉庫課長、池田順治氏



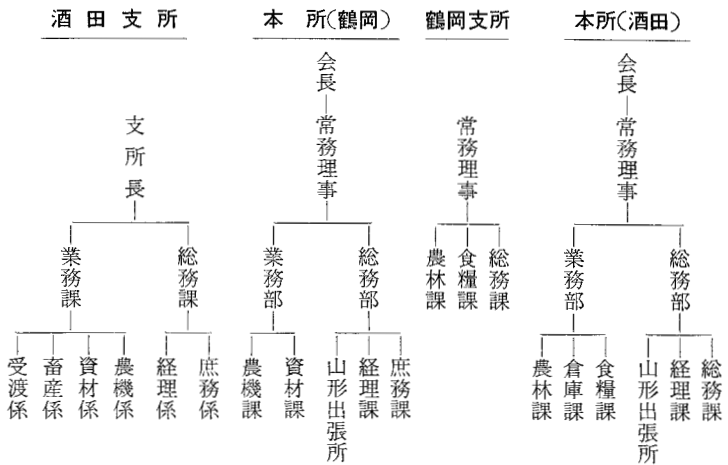
瀨川悌吉氏

(庄購)業務部長本間武雄、企画課長五十嵐英作、資材課長菅原甚之助、総務課長池田鉄雄、肥糧課長阿部武、配給課長佐藤岩雄、農機具工場長後藤長蔵の諸氏で庄内販連加藤総務部長は後に参事となった。

購連業務部長

庄内購連機構(創立当時)

庄内販連機構(創立当時)



庄販が庄購を吸収

庄内経済連を設立

庄内販売連は庄内購買連を吸収合併して、昭和二十八年(一

九五三年)七月一日、新たに「庄内経済農業協同組合連合会」となった。

庄内の販売、購買の両事業はもともと一連会合で発足すべきであるとした組合代表は昭和二十三年春の庄内連合会設立を計画した当初から、庄内全農家の共同利益のために、販売、購買の両事業を行う庄内販売、購買連(仮称)が庄内経済連を設立する方針であったが、その途中で、政府の方針が購買、販売分離になり、両事業の兼営を認めなくなったために、遂に二十三年夏、庄内販連、庄内購連が別々に設立されたのであった。

このように両連合会は庄内全農家、全組合が本意ながら設立したものであるが、昭和二十五年からのわが国経済の自立に伴った経済界の変動によって、農家経済は大きく影響をうけ、各単協は経営が非常に苦しくなるに従って、両連合会並立の不合理なことが強く叫ばれ、連合会の統合問題が毎回のように県農協大会の議題となって決議される等真剣にこの問題が取り上げられて来た。

そのころ施行となったのが二十五年五月六日、法律才一五七号の「農業協同組合法の一部改正」で、経済事業を営む連合会の合併が差支えないことになったので、庄内二連合会のこの合併問題は急速にすべり出し、早くも同年十月二十七日開催の庄内三郡組合長会議で両連統合問題を協議し、具体的に統合の可否、統合方式、統合後の経済連の運営方法等を検討するための、統合促進委員会を設けることを決定したのであった。十一月に入って統合促進委員として三郡の組合長から十五名を選出、し

ばしば委員会を開き検討した結果、翌二十六年二月十四日には委員会として「兩連合会は統合すべきものである」との結論をはっきり表明したのである。

統合調査研究会の設置を決定

ところが二十六年になって、庄内購買連が再建整備法の適用をうけて、同法の制約のもとで、再建に着手することになったために、統合問題は一時見送りの形となり、一向に進展を見なかったのであったが、組合長会の意向は、庄内購買連の再建法適用はさておき、統合問題はあくまでも押し進めるべきであるとの説が多く、組合長会は二十七年三月、さきの統合促進委員会に代る「統合調査研究会」を設けることを決定、再び統合問題を押し進めたのである。

新しく選ばれた調査委員十七名は前後七回にわたって研究会を開催、二十七年十一月二十六日に、調査結果を庄内三郡組合長会に答申した。この結果にもとづいて組合長会は翌二十七日の会議で正式に庄内販、購兩連合会の合併を認め、合併形式、基準日予定日等合併のために必要な具体的事項を決定したのであるが、当の兩連合会は合併に備えて、兩連合会各十三名の理事を兩連合会かけ持ちの理事にすることにし、二十六年五月二十六日の才三回通常総会で行った役員改選では

小林徳一、庄司勘作、加藤勝美、酒井忠孝、伊藤文吉、斎藤祐三郎、板垣金兵衛、豊田永治、河野勝吉、佐藤文治、斎藤茂右工門、佐藤政雄、畠中市太郎

の十三氏を兩連合会とも理事に選挙し、この十三理事が兩連

合会をかけ持ちすることにした。監事だけは各三名づつ別個なものにし、庄内販連の会長小林徳一氏は庄内購買連の会長を兼ね、常務理事は庄販が庄司勘作、加藤勝美氏、庄購が佐藤政雄、佐藤文治氏が互選され、兩連合会の内部から合併の手続きを進めたのである。

調査研究委員会は組合長会に対する合併答申を終えて解散し、十一月二十七日には兩連合会全理事十三名、監事六名と三郡選出の組合代表十名、合計二十九名で組織する「庄内販、購連統合委員会」を設けた。

新しい委員会は十二月十六日、二十八年一月二十五日、二月二十日、三月十五日の四回の会議で、新連合会の再建整備関係、統合方式、農業倉庫の賃借継続、松嶺郷、稲川組合の新連合会復帰をとりきめる等統合のための一切の体制を整え、四月二十三日の委員会で、兩連合会の間で合併予備契約書を交換し、さらに兩連合会の財産目録、貸借対照表、財産移動予定明細書を審議、新連合会事業目論見書、定款変更基本事項、出資金の引当案をそれぞれ決定した。

兩連合会が鶴岡で同時に合併総会開く

取交した合併予備契約書で確認された兩連合会合併の主な点は

- (一) 庄内販連が庄内購買連を合併し、庄内販連の名称を「山形県庄内経済農業協同組合連合会」と変更する
- (二) 庄内購買連の出資金は庄内販連に対する出資金に引当てる
- (三) 合併基準日を二十八年三月三十一日とし、合併予定日を七月一日

として、五月十九日までに両連合会が合併総会を開き、予備契約書を附議する

等であつて、合併基準日である二十八年三月三十一日の財産目録は庄内販連が資産九千三百五十一万九千五百四十九円、負債四千八百十六万一千五百二十六円、差引純財産四千五百三十五万八千二百三十三円に對して、庄内購連が資産六千六十四万二千八百三十三円、負債六千六百八十一万四千三百三十二円、差引純財産マイナス六百七十七万一千四百九十九円であつた。

合併予備契約書に從つて五月八日に両連合会の理事会を開催、五月十九日には両連合会とも鶴岡市で合併総会を開き、満場一致で合併予備契約書を承認、両連合会合併を正式に決議したのである。

六月十九日に設立申請、六月三十日設立認可、七月一日に設立登記を完了して、庄内全農家が昭和二十五年以來努力しつづけた合併問題はここに結実、新たに庄内經濟連が設立したので、七月三十日に臨時総会を開き、新理事十三名、新監事三名を選び、新しい機構と事業とで発足した。

合併予備契約書

山形県庄内販売農業協同組合連合会（以下甲とする）が山形県庄内購買農業協同組合連合会（以下乙とする）を合併する事につき、甲乙間に左の予備契約を締結し、後日のために、甲乙においてこの契約書各一通を所持するものとする。

才一条 甲乙は昭和二十八年三月三十一日（以下基準日という）現在の財産目録および貸借対照表ならびにその日以降合併予定日（七月

一日）に至るまでの財産の移動に関する予定明細書を交換し、相互にこれを確認するものとする。

才二条 甲乙は基準日以降合併予定日までの運営については、善意をもつて行い、その間の取引については左の如くする。

一、基準日における財産目録、貸借対照表に変更を生じた取引については甲乙はそれぞれ明細書を作成し、これを引継ぐこと。

二、収入および支出については、甲乙相互に承認した収支予定計画に從つて実施し、甲の合併才一年度の損益勘定に繰入れること。

才三条 甲乙は本予備契約締結後、その固定資産については、善意をもつてこれを管理し、もし処分を要する場合は甲乙の協議の上、行うものとする。

才四条 甲の名称はその合併総会において山形県庄内經濟農業協同組合連合会と変更するものとする。

才五条 乙の会員の乙に對して有する出資金は、これを甲に對する出資金に引当てるものとし、その割合は甲の一口に對し、乙の一口とする。

前項の場合、乙の会員の甲に對する出資一口の金額は、その会員の乙に對する出資一口の金額と同額とする。

才六条 基準日現在における乙の職員は合併と同時に甲に引継ぐものとする。

才七条 甲乙はそれぞれの總會において、次の事項を議題に供するものとする。

一、才一条に規定する財産目録、貸借対照表および財産の移動に関する予定明細書に関する事項。

二、甲の定款ならびに規約の変更、事業計画および収支予定計画書の変更に関する事項。

三、才五条に規定する出資金の引当に関する事項。

才八条 合併前において天災、その他不測の事故発生のため、甲または乙の財産にいちぢるしい変動を生じた時は、甲乙間において協議の上、この契約の変更もしくは破棄することが出来るものとする。

才九条 この契約に定めなきも特に必要なる事項については甲乙協議の上その都度定めるものとする。

才十条 甲または乙がこの契約に違背した場合は相手方はこの契約を解除することが出来るものとする。

附 則 昭和二十八年五月十九日まで甲乙は合併総会を開き、この予備契約書を附議するものとする。

昭和二十八年四月二十三日

酒田市山居町五二の一

甲 山形県庄内販売農業協同組合連合会

会長理事 小 林 徳 一

鶴岡市大字大宝寺字嘉口田三一の一

乙 山形県庄内購買農業協同組合連合会

会長理事 小 林 徳 一

右証明する

酒田市山居町五二の一

山形県庄内販売農業協同組合連合会

監 事 本 間 四 郎

鶴岡市大字大宝寺字嘉口田三一の一

山形県庄内購買農業協同組合連合会

監 事 土 田 長 助

事業目論見書

一、販 売 事 業

- 1 米、麦等主要食料の集荷販売に関する事項
- 2 木炭、林産物およびワラ工品等の集荷販売に関する事項
- 3 青果物及特産物の集荷販売に関する事項
- 4 連合農業倉庫に関する業務
- 5 其の他販売事業に附帯する事業

二、購 買 事 業

- 1 肥料および飼料の取扱いに関する事項
- 2 農機具その他生産資材の取扱いに関する業務
- 3 主要食料其の他食料品の取扱いに関する業務
- 4 繊維、其の他生活資材の取扱いに関する事項
- 5 農機具修理ならびに取扱の指導に関する施設
- 6 其の他購買事業に附帯する事項

三、其の他事業

- 1 運 輸 事 業
- 2 農村工業の経営

四、前各事業に関する指導連絡ならびに教育および情報の提供

【注】 庄内経済連の年度および総会の呼称は昭和二十三年の庄内販連創立当初からの通しのもので、庄経発足の二十八年度は才六年度となり、才五回通常総会を開催し、庄経発足して八年目の三十五年度は才十三年度となった。

佐藤晃司氏（庄経第二代会長）



佐藤晃司氏

○年）十一月五日、東田川郡樺引村大字下山添一六の生れ、大正五年、山添農業補習学校を卒えて、昭和二十一年十一月、山添村農地委員、二十二年、村会議員、二十三年七月、県農業調整委員、山添農協組長となった。二十四年五月、田川

村大字山添）、二十六年四月には県議會議員に当選し、二十九年五月には初めて庄経連理事となり、すぐ会長理事に互選され、三十一年六月まで二年間会長のイスに在ったが、その間、会員の有望である連合農業倉庫の入手に着手、しばしば北斗会および山居倉庫との間に譲渡交渉を重ねたが、ついに買収が実現せず、後事を次の豊田永治会長に託して、六月の臨時総会で理事を退いた。

豊田永治氏（庄経第三代会長）



豊田永治氏

八年（一九〇五年）十二月十五日、東田川郡藤島町大字藤島村前方一、水田三町八反六畝、畑二反歩の農家に生れ、自家農業に従事していたが、昭和八年四月、藤島町産業組合青年連盟理事長になって八年後の十六年三月、産業組合役員になった。監事、

理事をつとめて、二十三年春に藤島町農業協同組合が設立されると、創立当初から連続六期、組合長を重ねて来ている、二十三年夏、庄内販運が発足するとすぐ理事に就任、後年庄内購連理事をも兼ね、二十八年七月、庄内販運が庄内経済連になると、ここでも理事に当選、それ以来一期の中断もなく、理事の年期を入れ、三十一年六月には佐藤晃司会長の後をうけて才三代庄経会長となった。

戦中、戦後にかけて二十年にもおよぶ理事経歴は長い組合指導者でもあるが、氏はそれよりも筋金の入った組合運動者である。昭和三十四年七月までは藤島町議会にも席をおいて町政にも携ったが、氏のほんとうの面目は青年時代から素朴な人柄と誠実とで闘い続けた農業倉庫かく得運動に現れている。

山木武夫、渋谷勇夫両氏が先達となって庄内各地に展開された農業倉庫建設、反山居闘争に豊田氏は藤島産青連理事長として、反山居の尖兵となって大活躍した、藤島組合長阿部利左門氏も藤島に農業倉庫建設を計画したが、同町にはその時既に山居倉庫が営業していた。山居側の至れり尽せりの恩威は藤島の隅々まで浸透していただけに、これに刃向う組合倉庫建設は阿部組合長にとっては大冒険でなかなか建設にふみ切ることが出来なかつた。これを知った豊田氏は組合事務所の一部を改造、そこに農業倉庫を開業してしまつたのである。

これに対して山居側は大憤慨、大掛りな妨害手段に出て、あらゆるデマをでっち上げ、組合内部から阿部組合長らを背任罪容疑で告訴させ、警察署の捜査にまで発展した。豊田氏も一応

の取調べをうけたが、もち論、事件にはならなかったが、この騒ぎのために組合は真二つに分裂し、一時は組合の貯払い停止までひき起したほどであった。

時が移って昭和三十一年、庄経連会長に就任すると氏はまづ先に多年の念願でもあり、佐藤前会長からの引継ぎ問題でもあった山居、北斗会倉庫の庄経買収に体当りの交渉を開始した。当時勸銀の山居倉庫群評価は一億六千四百万円で、譲渡折衝に山居側では一億を主張して一步も退かず、庄経は六千五百万円の買収価格を出し、両者とも譲る気配がなかった。さらにこの話しを聞いた庄内米穀商協同組合、県食糧事業連も譲渡話しに割りこんで、倉庫争奪戦となったが、山木武夫氏の山居側説得と豊田会長の全会員統率が勝ちを制し、倉庫の評価を離れて、全株式の譲渡という手で遂に山居の全倉庫が庄経の手に落ちた。

山居倉庫入手に続いて豊田会長は直ちに北斗会所有倉庫の買収に着手したが、これまた昭和三十三年二月八日、三千二百万円で北斗会との間に売買書に調印することが出来たのであった。庄経連はこうして豊田会長の手で庄内全農家が多年夢にまで見続けて来た山居、北斗会両倉庫、収容力百五十万俵、時価四億五千万円の日本一の大倉庫を完全に入手することが出来たのである。

◆ 事業所所在地

◆ 本所 酒田市山居町五二の一

◆ 鶴岡事務所 鶴岡市大字大宝寺字大宝地六三七

◆ 山形分室 山形市七日町字東前一〇の三

◆ 連合農業倉庫

庄内倉庫 酒田市山居町一〇

遊佐倉庫 飽海郡遊佐町大字同字南田筋五

本楯倉庫 酒田市大字本楯字通伝七

砂越倉庫 飽海郡平田村大字砂越字蛇ノ尾八八の一

余目倉庫 東田川郡余目町大字同字上朝丸一五一

清川倉庫 東田川郡立川町大字清川

狩川倉庫 東田川郡立川町大字狩川字堅田三の四

藤島倉庫 東田川郡藤島町大字同字川向五四の一

鶴岡倉庫 鶴岡市大字大宝寺字西道田五

大山倉庫 西田川郡大山町大字同字向町二〇〇の一

水沢倉庫 鶴岡市大字大広字山崎三五

庄内倉庫 東田川郡三川村大字押切新田字前川原二二

押切倉庫

鶴岡倉庫 鶴岡市大字湯ノ沢字畑田五八

栄支庫

藤島倉庫 東田川郡羽黒町大字後田字黒瀬五六の一

黒瀬支庫

精肉直売所

①酒田市下仲町五七②鶴岡市荒町六四

。余目種畜場 東田川郡余目町大字同字月屋敷二二四

。解卵場 酒田市天王下六四の二

◆ 庄経連主要人事

(昭和三十三年六月一日現在)

。監理室長 小田早稲太



小田早稲太氏

。総務部 部長 阿曾俊夫

。庶務課長小室順助、財務課長尾形英夫、営農技術課長富樫善三

。購買部 部長 池田鉄雄

。購買課長五十嵐英作、購買受渡課長長沢敬也

。販売部 部長 渡部正二



池田鉄雄氏



渡部正二氏

米穀課長菅恒、農畜産課長菅原清、販売受渡課長中世古恕一

。鶴岡事務所 所長 菅 勉

。購買課長阿部武、販売課長菅原正春

。山形分室 室長 市川太郎

。連合農業倉庫長

(庄内)本間武雄、(遊佐)遠藤惇哉、(本楯)斎藤長夫、(砂越)酒井徳七



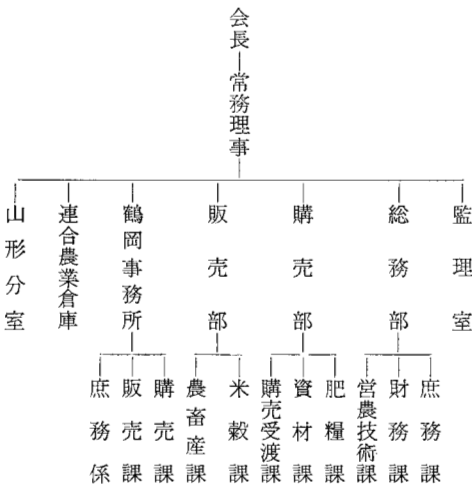
阿曾俊夫氏



齋藤東一氏

郎(余目)菅原甚之助(狩川)菅原甚之助、(藤島)小池清作、(鶴岡)伊藤惟貞、(大山)佐藤岩雄、(水沢)南沢金吉の諸氏であったが、三十四年六月、余目倉庫長に前購買部長齋藤東一氏が就任した。次いで三十五年六月には本所の機構の一部を変えて、購買部の購買、購買受渡二課を肥糧(課長五十嵐英作)、資材(課長長沢敬也)、購買受渡(課長中世古恕一)の三課に分け、販売部の販売受渡課を廃し、総務部財務課長には大山倉庫長佐藤岩雄氏が移り、大山倉庫長には松森忠雄氏になった。

(昭和35年6月現在の機構)





酒田港の庄内米の船積み

販売事業の背骨

品格を誇る庄内米取扱

米

米は庄内経済

連販売事業の背骨をなすもので、取扱量は九十万石余に達し、その販売量の九八パーセント、県外移出米のほとんど

販売事業

全量に近い取扱いをやっている。取扱っているのは有名な庄内米であるが、生産者の努力と倉庫保管施設の完備と相まって、梅雨、夏季に際しても変質しない誇りを持っている。特に産米の改良には生産者、関係機関が相呼応して良味多収の優良品種の選択統一につとめるとともに乾燥、調製、食味、包装、荷造り等でも庄内米にふさわしい商品性の保持と、一層の品格を備えるために努力している。



麦類および雑穀 政府の指定業者として管内麦類の集荷販売を一手に引きうけ、また乾燥のよい庄内産大豆を扱っている。

ワラ工品 木

炭、繩の計画生産をおし進め、木炭は産地の計画集荷を通じて完全な予約購買による供給を行っている。

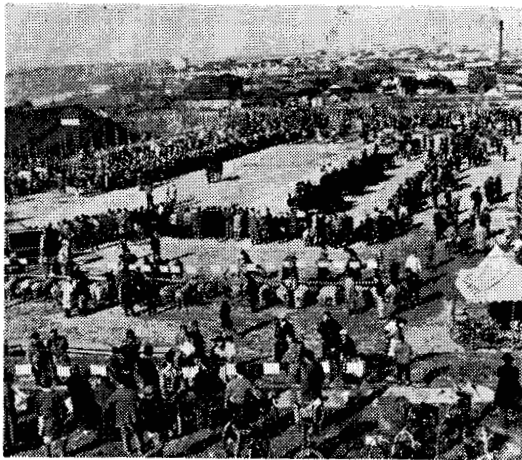
庄内柿の撰果箱詰

青果物 庄内持産の「タネナシ柿」は北海道で柿の王座として君臨し、さらに京浜、関西にも出荷し、毎年十五万箱の県外

出荷、管内生産量の七割五分を取り扱っている。
また日本海沿いの砂丘地をはじめ特定の地域に特産として長い口なす、馬令薯等県外出荷の九〇パーセントを取扱い、年々増加の一途をたどっている。

畜産物 人工授精、牛乳集荷販売の一元化、家畜市場の整備、肉畜、鶏卵の共同集荷、さらに精肉直売場、孵卵場を開

設して有畜農家を育成、単作経営の合理化を進めている。



庄内畜産共進会（酒田市日和山公園）

肥料 管内全農家需要量の八〇パーセントを取扱っている。これは全購連、単協と系統組織が提携して施肥設計にもとづく共同計算による長期予約購買の現れで、計画輸送、施肥の合理化と相まって肥料価格の安定につと

購買事業

めている。

めている。

飼料 安定した畜産経営を確立するため、給餌の合理化を図り、長期予約購買によって、取扱い量は年毎に増加して来ている。

農機具 優良銘柄の選定と計画的な取りまとめ購買を行い、特に管内各ブロック毎のサービス・ステーションの育成、技術職員の養成に力を注ぎ、営農改善に役立つ機種の選択、修理、サービスと農家の相談相手となっている。

農薬 計画的な共同防除の推進によって管内消費量の七割を取扱い、そのほか温床紙材、農業用石油、土地改良資材等は九〇パーセント近い取扱い量を示している。

生活資材 クミアイ印品目に重点をおいて、予約購買を進め昭和三十二、三十三年と引続き全国第一位の好成績をおさめている。また消費生活、食生活の改善を図るために単協に専任職員を整備充実を図り、農家の衣食住生活の合理化をすすめている。

日本一を誇る農業倉庫

庄内経済連が経営している連合農業倉庫は新設倉庫を合せて酒田十二棟、藤島の十五棟をはじめ庄内各地にわたって実に九十二棟、一万三千坪をかぞえ、県外移出米の大部分を、搬入出来る収容力を持っており、その棟数、規模は全国で較べるものもない正に日本一を誇り得るものである。

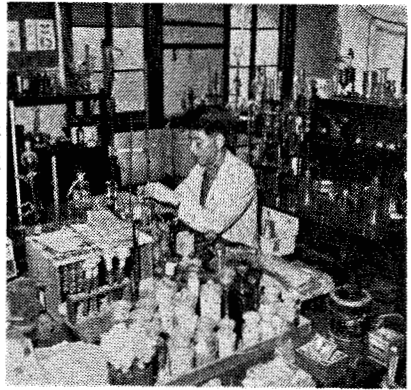
この庄内米保管の殿堂に対する庄経の保管技術も非常に進歩

内米の声価向上に重要な役割りを果している。



庄内米の入庫風景

し、米穀倉庫研究室を設けて日夜、温室度、微生物等のあらゆる試験研究を行っているほか、保管技術の講習会、研究会、巡回調査を行い、庄



庄内米研究室

販売事業の実績 (単位百万円)

年度	取 扱 金 額							
	昭26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
米	5,057	5,711	7,542	7,853	9,511	9,110	9,676	9,780
麦類	—	—	—	161	127	92	97	68
雑穀	18	14	33	33	27	27	22	22
青林産物	41	43	89	132	89	129	154	144
ワラ	11	18	14	16	13	13	13	14
畜産物	20	32	37	34	17	55	102	131
小計	5,192	5,873	7,773	8,291	9,832	9,484	10,136	10,202

購買事業の実績 (単位百万円)

年度	取 扱 金 額							
	昭26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
肥料	360	357	399	503	539	600	921	519
飼料	52	101	102	165	148	160	203	190
農機	20	34	76	64	72	121	150	141
農用資材	35	43	64	92	103	152	178	254
生活資材	45	69	152	179	176	171	207	221
小計	513	605	792	1,003	1,038	1,164	1,359	1,325
販売	5,705	6,477	8,565	9,294	10,870	10,648	11,495	11,527
購買	—	—	—	—	—	—	—	—

倉庫名	棟数	坪数	最大収容力
庄内	12	1,470	152,450
内佐	7	1,103	100,584
本楯	8	1,128	136,200
越目	5	995	111,711
瀬切	7	1,380	175,160
柴	4	239	24,578
藤島	3	360	44,230
鶴岡	2	210	27,612
山田	13	2,061	265,000
沢川	10	1,516	196,600
水狩	4	570	79,400
清湯	3	420	56,560
田川	6	807	99,270
合 計	2	70	9,000
	1	15	1,600
合 計	87	12,348	1,479,955

連合農業倉庫

庄経連の好敵手・信成合資

庄内経済連の好敵手は酒田市の本間家が経営する「信成合資会社」である。本間家は最盛期の大正末期に田畑二千町歩を持つている日本一の大地主で、三千人からの小作人の上に君臨していたが戦後の農地解放で、本間農場内の田畑七反歩を残し、ほとんど全部の土地を手放し、昭和二十五年に信成合資で肥料のおろし小売りを開始したのであった。

信成合資は明治四十年二月一日の設立で、資本金七万二千元、動産、不動産取得利用業を行う本間同族会社として農地経営を行って来たのであるが、戦後は商事部を設けて肥料、飼料、農薬、醸造用原料、化学工業薬品、防疫資材、病虫害防除機具、農機具、建築資材等農業に関係ある品目一切を取扱い出したのである。

信成の威力、他県にも及ぶ

庄経の購買事業も、本間家の信成合資商事部も二つながら商売先は同じ二万七千戸の庄内の農家であるから、競争は激しく、庄経が組織の力を頼りに庄内の全単協を押えているのに対して、信成合資は昔ながらの威勢と絶対的な信用を看板に根強く直接農家の中に食込み、鶴岡市のほかに秋田県本荘市に出張所をつくり、青森、岩手両県にまで商売の手を拡げている等、庄内経済連にとって決して軽視出来ない存在になっている。肥

料は庄経連が信成合資を押えているが、農業は押され気味というのが実情で、信成合資が今後も目指す庄経連との競争舞台は秋田、岩手等の他県よりは地元の庄内を考えているので、庄経連にとっては県経済連、または他県の経済連とは違った信成合資対策というものが大きく背負わされている課題である。

このような競争の中で庄経連の事業実績が販売で百億円以上を突破し、また購買も十三億台となった昭和三十二年の事業報告の中から、発展、躍進して行く事業の内部を示すと次のようなもので、役、職員の労苦がうかがえる。

第十年度（自昭和三十三年四月一日）事業報告

三十二年度は国際収支の悪化に伴う金融引締政策の影響により経済情勢は一般的に不況の一途をたどったが、農業経済も農林関係予算の圧縮と、農産物需給の不均衡は価格に低落傾向を与える結果となり、一方農業用資材価格は、前年度の神武景気の影響により、一向に低落の傾向を示さず、農産物と工業品の価格シエーンは一層拡大の傾向を示した。

本会はこのような状態に対処するため、内部執行体制の一部改正を行い、農協刷新拡充三ヶ年計画外二年度の目標達成に努力を傾注し、稲作の豊作と相まって、販売、購買事業に一段の増進を得た。一方、多年の懸案であった連合農業倉庫の実質的買収を達成出来た。

しかし物価シエールと金融引締の影響は、意外に大きく、農林経済にも及ぼし、農機具工場の閉鎖を余儀なくされると同時に、会員組合の資金回収もまた停滞の一途を辿り、現在のまま放置する場合には、農協経営および農林経済に重大な支障を及ぼす懸念すら想像されるに

至った。

1 販売事業 (イ) 集荷食料関係 前年売渡制度才三年度目に当る三十二年度も、取扱開始後二日で、八十五万八千石に達し、要請量七十万石を遙かに突破した。

本年度の天候は、稲作にとって必ずしも順調とは云えなかつたが、稲作指導の普及と組合員農家の徹底した病虫害共同防除が効を奏し、十一月に実施された増額改訂には、八十八万六千石と増加し、之に對する売渡しの実績は九十二万三千石と、予想以上の成績をあげ得た。

(ロ) 青果物関係 本会取扱青果物の首位をしめる庄内柿については、会員組合員の真剣な共同販売意欲の高揚により隔年結果現象ならびに天候不順による出荷遅れ等を克服し、量では約十三万箱とひやく的に増加し、また価格は、主販途、北海道の天候が幸いして、共販開始以来の好成果を収め得た。

その他の果実、球根、蔬菜等については、大体計画数量の取扱を見たが、パレイシヨについては全国的豊作による安値に災され、計画数量に及ばなかつた。

(ハ) 林産物関係 木炭の集荷については、前年度に比し著しい増加をみた。

しかしながら、前年度に引続く高値が必要最盛期迄続き、消費他会員に對しては供給不足の現象すらひきおこし、多大の迷惑をかけた。(ニ) 畜産関係 前年度の事業拡充を基礎とし、畜産振興の主旨徹底に留意し、漸進的に成果を取めている。

本年度の事業実績は、家畜導入、孵卵の各事業については夫々計画の五〇%、七〇%と共に低調であつたが、販売畜産物の取扱については、計画の一三四%と増大した。

特に出荷肉畜は急速に増大し、計画の一四%、牛乳は一四三%の急増を見た。

又人工授精事業も多少の上昇を見たが、繁殖障害による受胎率の低下を来している。今後は、繁殖障害の除去、市場利用による家畜の公正取引等につき関係各機関との連携を強化する。

2 農業倉庫事業 本年度は未曾有の繰越米と三年続きの豊作に恵まれ、才三、四半期前半迄は、概ね順調な事業経過を辿つたのであるが、関西、九州方面の作況不良と政府手持米減少と共に貨車事情の急好転などが影響し、爾後の出庫は急速に進み、保管期数も計画に達し得なかつた。

しかしながら保管々理に對する熱意の向上と技術の進歩により、消費地に於けるクレームの皆無であつたことは不幸中の幸であつた。

なお使用倉庫の実質的買取を契機とし、連合農業倉庫の運営については、今後一般の研究をなし、会員の与望に答へたい。

3 購買事業関係 本年度の購買事業全般については、系統運動の進展と会員の絶大な協力により、その取扱量は当初計画十二億三千四百二十余万円に對し、十三億五千九百余万円と、一一〇%、昨年実績の一七八%を示す寧を得た。

(イ) 肥料関係 生産面で不安定な石灰窒素の他、肥料への消費転換は、施肥技術の合理化と共に強力に推進した所であるが、石灰窒素の消費量は、昨年より四〇%減少し、反面尿素、化成肥料は急激に増大した。中でも硫加燐安は、ひやく的に上昇した。一方加里肥料は需要の減退から多少減少したものの、總体的に三要素の消費分量は、増加している。

又春肥の輸送については、降雪前に全量確保を企図し、早朝取引

を奨励した結果その大部分の荷捌を完了し得た事は、会員並にその組合員の協力と共同計算制への理解のためであつて、取引数量も計画に對する一〇五%の実績を示した。

全般的に肥料の生産技術及び生産は順調に進み、価格も軟調を示し、秋肥については、硫安は政府の公示価格、尿素等は協定価格より引下げに系統の全力を傾注し、成功を取め得た事は、共同計算運動の成果と信ずる。

(四) 飼料関係 Ⅱ 稲の豊作による粉食不振と小麦粉の需要減退によつて、国内越の生産不足をまし、越共同計算の予約数量確保に最善の努力を払つたが、一時荷捌遅延を發生せしめ、会員に迷惑を及ぼしたことは遺憾である。

現物不足は価格にも影響し、不需要期、需要期に拘らず、例年にならぬ高値を示したが、系統の総力を結集し、輸入越の払下げを要望し、その結果現物不足を解消し、価格引下げの実現を見た事は不幸中の幸であつた。

丸協配合飼料も質的向上が認識され、飼料指導と相まつて、円滑な供給により、系統銘柄利用に逐次転換されており、これが需要も年々上昇を示し、本年度に於て計画の一一八%の取扱実績を示し得た。

(五) 生産資材関係 Ⅱ 農機具、石油の取扱については、農機具サービステーションの設立拡充と、農機具の使用技術向上指導と相まつて、大農機具の系統利用が急上昇したが、農機具サービステーションの設置要項を更に三ヶ年延長し、又組合には農機具専任職員の設置を推奨し、その経費助成費等の措置をとる等、農機具購入者に對するアフターサービス上の不安を除去すべく方途を講じた。

車輛関係の取扱数量は、伸び悩んだが、農機具全体の計画に對する実績は、一〇七%を示し、石油類も大農機具の取扱増大に伴い計

画に對し一五三%の取扱実績を示した。

農薬の取扱については、農薬共同計算の趣旨の滲透と防除団体との有機的連けいによる計画防除の徹底、發生事業に基く薬剤の手当、異常發生に對処する農薬の備蓄等増産手段に對する準備として細心の注意をもつて對処した。

幸いに各関係機関の協力による早期的計画防除が効を奏し、局部的には、ウシカ等の被害も生じたが、全般的には被害を最少限にとめ得た。

なお共同計画の成果により、価格水準も引下げ得た。取扱量も計画に對し一六七%と大巾に上廻っている。

その他の生産資材のうち温床資材は温床紙の外にビニールポリエチレンの拾頭と共に、畑苗代の普及推進と併行し、取扱数量は、計画に對し、一五一%を示している。

又暗渠用資材の土管セメントその他の取扱も系統運動の推進により所期の効果を収めた。

(六) 生活資材関係 Ⅱ クイアマーク愛用運動は、精彩を欠いた嫌いがあり、本会としては、生活資材外務担当員設置要項を定め、一部助成をなし、会員に推奨したが、ゴム履物、石けんは伸び悩み、計画数量を取扱えなかつた。

4 農機具製造事業 Ⅱ 農機具製造事業については、管内の農機具需要に應ずることを原則として、当地方に適切な機種、型式等ローカルの条件と販売価格の適正化に努めてきたのであるが、時代の進展に伴い工業規模の拡大と業界の進歩によりローカルの条件が克服されてはいる現状に鑑み、將來のために本年度をもつて、製造事業を閉鎖し、現有施設の大半を以つて農機具サービステーターの拡大を図り、管内農家の便益に一層の意を用いることにした。

山居、北斗会倉庫入手

賃借契約にあきたらず買収交渉にのりだす

庄内経済連が運営している農業倉庫の総坪数は約一万二千八百坪であるが、そのうち七三パーセントが山居倉庫株式会社と財団法人北斗会からの借倉庫である。

この賃借倉庫は昭和十四年九月十一日に、県購買販売組合連合会（会長高橋辰二氏）が山居と北斗会との間にとり結んだ契約によったもので、十八年十二月には県農業会に引継がれ、また二十三年八月、庄内販売農業協同組合連合会に、さらに二十八年六月、庄内経済連に継承され、ぼう大な庄内米の取扱いは借倉庫を使用して来たのであったが、米の販売事業は庄内経済連経営の中枢を占めるほど非常に大きな役目を持っており、同会の昭和三十一年度、米の取扱いは九十一億一千万円にも達し、同会の販売事業総取扱いは九十三億九千万円の実に九七パーセントにも相当するものだけに、庄経にとっては確固たる倉庫体制を整えることは当面した最大の課題として、会の内部はもちろんのこと、全庄内の農民が倉庫確保に大きな関心をよせていたのであった。

飽海組合長会（会長柴田喜三郎氏）がまず「農民の米を入れる倉庫は農民の手に」のスローガンを高く掲げて連合倉庫入手運動を開始したのを初め、庄内各地に山居、北斗会倉庫の賃借

りから農民自身の所有にしようとする動きが活発になって、昭和二十九年、佐藤晃二氏が庄経の才二代目会長に就任すると、庄経としての倉庫買収交渉に着手し、北斗会、山居側との話合いが表面に押し出されたのであったが、倉庫側では一向にこの話しに乘気でなく、むしろ庄経側を軽くあしらうような態度であった。

山居側では「現在の賃貸庫のままでも格別、庄経連の業務に支障を来たしているわけでもあるまいから、事新しく庄経が倉庫を所有するまでのこともあるまい。」との意向で、庄経の申入れはうやむやになってしまったのであったが、同年行われた農林省の常例検査の講評の中で「庄内経済連の運営、経営内部に農民以外のもの、すなわち連合倉庫所有意識にもとずいた支配力がいん然と存在しているようである、このような事は農協連合会の実質を具備していない事を意味している。」と借倉庫の不合理なことをこのように述べて、庄経の米取扱いが非常に大きな役割を持つものであるだけに、倉庫の持主である山居倉庫勢力が、庄経の内部にまで浸とうしてしまい、いろいろな形で庄経運営の面で邪魔になっている事実をはっきり指摘したほどで、佐藤晃二氏が辞任した後をうけて昭和三十一年七月に豊田永治氏（東田川郡藤島町）が会長になると、氏はこの倉庫買収交渉に真剣に取組んだのである。

豊田会長はかつての産青連藤島委員長時代、山木武夫、渋谷勇夫両氏が点火した農業倉庫開放運動に参加、強大な山居勢力に刃向って果敢な斗争を続け、強引に藤島農業倉庫を開業する

までに持つて行つた倉庫かく得運動の経験者の一人でもあり、山居側にとつても因縁浅からざる存在であつたが、佐藤前会長の交渉頓座の後を引きうけ、絶対買収実現に非常な決意を示すと、佐藤政雄、若公誠治両常務をはじめ全役員もこそつて豊田会長を支持し、庄経一丸となつて倉庫買収の話しを押し進めたのである、

庄経の両倉庫買収必要の理由

庄経が山居、北斗会両倉庫群買収を絶対必要なものとした理由としては、

一、農民の生産する米を農民のために有利に販売するためには、連合倉庫の運営権だけの取得（賃借によつて）では会の運営上甚だ不安定であるので、現在借用している連合倉庫全部を会の所有に移す必要がある。

しかも会の運営にかかる連合倉庫一万二千八百五十二坪の中、七三%の坪数を占める山居借賃倉庫株式会社ならびに北斗会の連合倉庫所有権は最終的には会の経営を左右するに足る力を有している。

二、連合倉庫の大部分が農協以外の所有になつてゐることは庄内農村の経済が農協以外の、すなわち産業金融資本との繋りを強化拡大し易い傾向にあるものと見るべきであり、場合によつては経済連本来の使命を達成するに大きな支障になるものと考えられる。

三、会が借用中の連合倉庫を自己所有にしないかぎり、農業倉庫（単倉）を所有する会員、農倉を所有していない会員、連合倉庫の一部を会から転賃をうけている会員の本来運営に対する意見の不調和と会員の会利用率算定上の困難性、あるいは不合理性を今後とも招き

易い。

四、借用中の連合倉庫は会の運営権のもとにあるとは云いながら、庄内農民全般では「あれは山居の倉だ。」「我々のものではない。」との觀念が深く、会の運営ばかりでなく、会員である単協の運営面においても割り切れぬものが附随していることを見逃がすことが出来な

い。このことは中央会、信連その他の農協関係の事業、あるいは管理面にも広範に影響を及ぼすばかりでなく、会の米以外の他事業すべてにも暗影を投ずる実情にある。

五、連合倉庫の借用を継続する限り、依然として庄内特殊地域觀を形成しやすく、内陸、庄内の意識を必要以上に深める結果となり易い。

六、中央会を中心とする系統農協組織の総合事業計画化運動を推進する上から云つても、農民である組合員の意識の積み上げ、さらに県連事業の全国連への積上げを、さらには横の連繫を密にする上において会の果すべき使命も又一層の重大さを加えて來ているので、農協運動の基本線貫くに足る会の運営を期するためには、借用中の連合倉庫をこの際、自己所有に転換し、経営の基礎を築く必要がある。

七、会は山居借賃倉庫株式会社と賃貸契約を、財団法人北斗会と使用契約を結び、年間七百万円の賃借料を支払い、連合倉庫を借用している。

また、庄内販連以来借用連合倉庫に費した修繕費は概算金三千余万円に及んでいる、賃借料は近年上昇の傾向をたどつてゐるので、今後もし上昇こそすれ、下ることは考えられない。

等をあげて、このように経営上不利な形で借倉庫のまままで続けて行くことは庄内全農民、協同組織の上で不幸なことであり

農業倉庫を最も有効適切に運営して行くためには名実共に連合倉庫を所有し、健全な運営を図るべきであるとし、慎重な買収計画を樹てたのであった。

倉庫を所有している山居貸貸倉庫、北斗会に対しては酒田市新堀組合長で、県信連会長の山木武夫氏が専ら交渉に当る一方、豊田庄経連会長等役員は会員、単協間の意見調整に回って、全会員一致の買収体勢を固めることに努めた。

二億円余の出資金必要

倉庫買収ブロック会議開く

昭和三十二年度末の庄経連の会員は二連合会、七十一単協で、その出資総額は一億二千五十万円であったが、倉庫買収交渉の進展に即応して、確実な受入態勢を整えるときに、倉庫買収後の事業経営の健全性を保ち、共同販売体制を確立して農協相互組織の発展を図るという点を考えた場合、二億円以上の出資金にする必要があった。

その増資財源としては庄内経済連の事業収益、剰余金等から各単協に支払われる出資配当金、特別配当金、あるいは連合倉庫入庫協力費、および事業推進費等のリベートで増資に充当して行くことにし、五ヶ年間、総額八千一百一十萬円の分割増資計画を樹てて、三十二年三月二十二日飽海郡二十五日東田川郡、二十六日西田川郡と倉庫買収のためのブロック組合長会議を開

き、役員をあげて単協の諒解と協力、賛成を求めた。

庄内経済連が単協に示した増資計画に対しては全庄内の農業団体関係者および農民が昭和の初めから多年の念願として来た農業倉庫問題を解決し、万全の共販体制を確立し、農家経済の向上と農協経営基盤を、より、ろう固なものにするために絶対に必要なものとして、格別反対する単協もなかったが、無倉庫単協、有倉庫単協、あるいは買収倉庫所在地の関係等、単協毎の立場の相違から増資割当の点で異論が出て容易に意見の調整が出来なかつた。

しかし庄内経済連では昭和三十三年三月二十九日の臨時総会で、倉庫買収のための増資案を承認し、三十二年五月二十二日の才九回通常総会で

才六号議案 山居倉庫株式会社株式取得について。

才七号議案 財団法人北斗会所有の土地建物譲り受けについて。

を提出、庄内農民多年の懸案であった山居倉庫買収問題を、山形県信連会長山木武夫氏の努力と酒井山居貸貸倉庫株式会社々長の理解とで、昭和三十三年四月十八日、株式譲渡契約が成立し、庄内経済連が一株四千二百五十円、一万二千九百四十二株、五千五百萬三千五百円、単協が七千五百八十八株、二千九百九十九萬六千五百円と総額八千五百萬円で譲受けることになり、また財団法人北斗会所有の土地一万一千二百五十三坪二〇、倉庫五千八百八十四坪二五、三十二棟、附属廊下、下屋、事務所等一千七百六坪八八を約三千万円で譲受ける交渉を進めていることをそれぞれ報告、満場一致で承認された。

山居倉庫株式会社株式譲渡契約書

山居倉庫株式会社代表取締役社長酒井忠明（以下甲と称する）と、山形県庄内経済農業協同組合連合会々々長理事豊田永治（以下乙と称する）との間に、株式の譲渡について左記の通り契約を締結する。

第一条 甲は、その責任において、従来甲が発行した株式（一株の額面五十円、全額払込済）の全部、合計二万株を各株主より乙および乙の指定した農業協同組合に直接譲渡するよう、その取纏めに努力するものとする。

第二条 前条の株式譲渡を図る期限は、昭和三十二年五月三十一日までとし、甲は各株主の了承のもとに当該株券および株主名義の書換に必要とする書類を調達した上、乙及び乙の指定した農業協同組合宛に株主名義の書換手続を履践し、当該株券を新株主となる乙及び乙の指定した農業協同組合に引渡すものとする。

第三条 乙は、その責任において、甲に対し、第一条に掲げる株式の譲受代金として、一株につき金四千二百五十円ずつ、この総額八千五百万円也を、新株主となる乙及び乙の指定した農業協同組合から取纏め、前条による株券の引渡と同時に支払うものとする。

第四条 甲は、第一条及び第二条に掲げる株式の取纏め、名義書換及び引渡等について、引渡期限までに履行出来ない法的な事由が生じた場合は、直ちにこれを乙に通知するほか、その速かな解決と譲渡の早期履行について、乙と連絡の上最善の方途を講ずるものとする。

第五条 乙は、第三条に掲げる譲受代金の支払に関し、期日までに履行出来ない止むを得ない事由が生じた場合は、直ちにこれを甲に通知するものとする。

第六条 第四条及び前条に掲げる場合並びに本契約の条項に疑義を生

じ、その他本条約に定めない事項に関しては、甲乙双方誠意をもって協議解決を図るものとする。

右後日の証として、本書の正本二通及び副本一通を作成の上、甲乙並びに立会人記名押印し、その正本を甲乙各一通ずつ、副本を立会人において、それぞれ保管するものとする。

昭和三十二年五月五日

酒田市山居町七十字番地

山居倉庫株式会社

甲 代表取締役社長 酒 井 忠 明

酒田市山居町五十二番地の一

山形県庄内経済農業協同組合連合会

乙 会 長 理 事 豊 田 永 治

山形県知事職務代理

立会人 山形県副知事 華 山 親 義

覚 書

山居倉庫株式会社代表取締役酒井忠明と、山形県庄内経済農業協同組合連合会々々長理事豊田永治との間に、昭和三十二年五月五日付締結した山居倉庫株式会社株式の譲渡契約にあたり、左記の通り申し合せ相互にこれを確認する。

記

米単作地帯である当庄内地方の産米改良、保管技術の向上により、農家の経営安定と、その福利増進に寄与せられたる山居倉庫株式会社の経歴並びに創立の趣旨に鑑み、更に今後の農村経済の発展を期するため、庄内米の声価向上による取引の優位性を確保し、庄内経済連を経営主体とする農業倉庫の一元運営により、販売並びに保管体勢の確立を図ることを基本的方策として推進すべきものと確信する。

従って庄内経済連及びその会員は、今後とも連合農業倉庫として
 の一元的運営体勢を損なうような事態の生ぜぬよう、不断の努力と
 最善の考慮を払い、時代の趨勢に添い、農民の要望に応えんとする
 ものである。

よって本覚書二通を作成し、当事者双方記名押印の上、各一通ずつを
 保管するものとする。

昭和三十三年五月五日

酒田市山居町七十番地

山居倉庫株式会社

代表取締役社長 酒 井 忠 明

同市同町五十二番地の一

山形県庄内経済農業協同組合連合会

会長理事 豊 田 永 治

旧山居貸倉庫会社倉庫内容

倉庫名	土地	棟数	坪数	附属下屋及び廊下その他	事務所その他	所在地
庄内倉庫	3,120.17	5	600.00	142.26	239.90	酒田市山居町
遊佐	2,150.49	3	470.00	173.83	132.13	遊佐駅前
本橋	2,633.27	5	716.25	276.35	93.78	本橋駅前
砂越	2,026.70	3	420.00	261.52	121.96	砂越駅前
余日	3,329.84	4	620.00	362.50	115.03	余日町上朝丸
藤島	3,653.99	5	780.00	293.00	196.91	藤島駅前
黒瀬	842.60	4	238.75	104.93	36.00	羽黒町黒瀬
栄	1,188.60	1	105.00	67.94	66.36	鶴岡市大字栄字
押切	1,205.20	2	240.00	99.65	63.92	鶴岡市湯の沢
計	20,334.86	32	4,190.00	1,781.98	1,065.99	三川村押切新田

北斗会倉庫を買収

日本一の連合倉庫となる

庄内経済連は昭和三十三年五月五日に山居貸倉庫株式会社



昭和33年3月13日北斗会倉庫譲渡調印（署名する豊田庄内経済連会長（左）と酒井北斗会々長、正面の真ん中が立会いの相坂県農林部長、その左起っているのが山木県信連会長）

（社長酒井忠明氏）の全倉庫、土地等の施設を総額八千五百万円の株式譲渡の形で完全に入手するとともに、賃貸倉庫株式会社の定款を変更し、社名を「庄内倉庫株式

会社」に改め、社長には山木武夫氏が就任、同社が庄内経済連に倉庫をはじめ全施設を貸与することにした。

この旧、山居貸貨倉庫を傘下におさめると庄内経済連はそれと併行して、北斗会所有倉庫の譲受けにも具体的な話し合いを進め、既に三十二年五月二十二日の才九回通常総会の席上でも議案として提出、佐藤常務理事から買収価格三千万円案を示し、「近く北斗会側と正式交渉開始の段階に入っている。価格面の見透しは、これまでの北斗会の理事会、評議員会の模様から考えて大体三千万円程度で譲りうけが出来るものと思う」と、それまでの内交渉経過を報告、三千万円で取得することに絶対自信を以て、その後の北斗会代表との価格交渉に臨んだが、庄内経済連の主張する三千万円には北斗会側が難色を示し、同年十一月になって、その解決を県に依頼することにし、十一月二十五日、北斗会代表が、十二月には庄内経済連代表が相次いで県農林部長相坂治氏を訪ね、価格のあっせん、調停を申出た。

県の調停で三千万円と決る

調停を引きうけた県では北斗会所有倉庫、土地等の基本財産について検討した結果、譲渡価格を三千万円とすることが妥当であるとの結論を得たので、三十二年十二月十一日に鶴岡市に庄経、北斗会両者の代表を招き

- ① 譲渡価格は三千万円とすること
- ② 譲渡価格のほかに庄経は運営に支障ない程度の金員を配慮すること

の二点を示し、両者の同意を得、配慮する金額は両者の協議で、譲渡契約の時期までに決定することに意見が一致した。

県が三千万円とふんだ根拠としては、税法上の評価では、固定資産税の課税標準額は三、八九三万九千円、資産再評価法によった評価額は三、四四八万六千円で、どれも三千万円に近い価格である。また相続税法による評価額は五、八七〇万五千円だが、土地、建物等の使用権の状況、実際の老朽化の状況等によって、土地について三割、建物については五割の評価減を行うと、その価格は三、三六九万六千円となり、この場合も三千万円に近い評価となり、三千万円以下と考えてもいいというのである。

また交付金を基準として検討する場合、庄内経済連（以前は県購、販連―県農業会―庄内販連）が北斗会倉庫を借り、年間一六五万円の事業賛助金を北斗会に交付して来たのだから、北斗会が倉庫を手離した後も、従来通りの事業を継続するためには、これまで交付金として受入れていた一六五万円を生む元本金額を以て倉庫の経済価値を判定することが出来るわけで、この方法をとって、年利六分として計算した場合、その評価額は約二千八百万円となるから、譲渡価格を三千万円とすることが至当のものであったのである。

こうして北斗会、庄内経済連の交渉がまとまり、翌三十三年三月十三日、北斗会々長酒井忠明、庄内経済連会長豊田永治両氏は相坂県農林部長立会いで、土地、建物売買契約書に調印、北斗会所有の全倉庫は庄内経済連の手中に入ったのである。

なお、さきに県が話し合いできめた庄経から北斗会に支払うことになつていた配慮金は二百万円におちつき、庄経が北斗会所有倉庫の実際買収金は三千二百万円となつたが、酒田米穀取引所が明治二十六年に発足してから明治、大正、昭和の三代にわたり、産業組合との間に激しい抗争をつづけた山居倉庫問題はここに全く落着いたのである。また庄内経済連はさきに県農業会から譲渡された旧鶴岡米穀取引所所有倉庫（鶴岡倉庫は昭和十八年、当時の県購販連が八十三万円で買収、県農業会に引継がれ、さらに庄内経済連の所有となつた）と、旧山居貸貸倉庫株式会社、北斗会の両倉庫、六十四棟、九千三百七十四坪を加え、日本一の連合倉庫を所有する連合会となつた。

覚書

財団法人北斗会は、庄内の歴史と現状を認識し、和協一心、庄内二市三郡における農業の発達を図り、地方の福利増進に寄与する目的の下に、その所有倉庫、建物、土地および什器を山形県庄内経済農業協同組合連合会に貸与し、もつて庄内地方米穀保管機関の対立状態を除去して産米の改良、取引の改善その他農家経済の一層の向上に資するために連合農業倉庫を経営せしめて、その一元的運営を図るとともに、農道精神の涵養と主要食糧の増産、改良に関する施設等の諸事業を行い、地方産業の発展に努め、今日に至つたところのものであるが、今般時運の進展に則し、叙上趣意の一層の徹底実践を図り、且つは、庄内農民と全農業団体の多年の要望に応えんがため、山形県立会の下に財団法人北斗会と山形県庄内経済農業協同組合連合会との間に、左記各項の通り申し合わせ、速かに所要手

続を了することを確認する。

記

- 一、財団法人北斗会は、山形県庄内経済農業協同組合連合会（以下庄内経済連と称する）にこれまで貸与して来たその所有倉庫、建物及び土地を価格金三千万円をもつて庄内経済連に譲渡するものとする。
- 二、庄内経済連は財団法人北斗会が右譲渡対価をもつて事業の運営を行わんとする場合において、従来の運営状況に鑑み、初年度の運営上に支障を来たすものと認められた場合は、その事態の緩和につき実情に応じ適切な措置を講ずるものとし、その措置については両者協議の上決定するものとする。
- 三、庄内経済連およびその会員は、本覚書調印に至るまでの経緯並に本件譲渡の趣旨に鑑み、今後とも連合農業倉庫としての運営体制を損なうような事態の生ぜぬよう、常に最善の考慮を払うものとする。以上後日のため本覚書三通を作成し、下記の通り署名押印の上、各自その一通を保管するものとする。

昭和三十三年二月十日

財団法人北斗会

会 長 酒 井 忠 明

山形県庄内経済農業協同組合連合会

会 長 理 事 豊 田 永 治

山形県農林部長 相 坂 治

土地建物譲渡に関する契約書

山形県立会の上、財団法人北斗会々々長酒井忠明（以下甲と称する）と、山形県庄内経済農業協同組合連合会々々長豊田永治（以下乙と称する）との間に成立した昭和三十三年二月十日付覚書に基き、甲所有の倉

庫、建物および土地の譲渡について左記各条項の通り契約を締結する。
 才一条 甲は、その所有にかかる別紙目録記載の物件を価額金三千万円をもつて乙に譲渡するものとする。

才二条 甲は前条による譲渡行為に関し、財団法人としての所要の手續をなるべく速に了して、譲渡の実行を可能ならしめるよう努力するものとし、その最終期限を昭和三十三年二月二十日限りとする。

才三条 譲渡および所有権移転登記申請の時期を昭和三十三年二月末日限りとする。

才四条 前条に掲げる履行期限までに甲において履行し難い法的な事由が生じた場合はその事由の消滅した月の末日まで履行期限を延長するものとする。

前項の場合は甲は直ちにこれを乙に通知するほか、その速な解決と譲渡の早期履行について、乙と連絡の上最善の方法を講ずるものとする。

才五条 乙は甲に対し、才三条または前条による所有権移転登記の完了と同時に、その代金三千万円を支払うものとする。

才六条 本件譲渡物件に対し、従来甲または才三者において契約した火災保険契約にして、物件譲渡の際現に効力のある分の保険金の受領、その他当該契約に関して甲の有する一切の権利は、物件の譲渡とともに乙に帰属するものとする。

前項の場合は甲は物件の譲渡と同時に当該契約先の保険者に対して権利移転に関する必要な手続をとり、その保険契約証書を乙に引渡すものとする。

才七条 譲渡物件に対して従来甲に課せられたる公租公課は物件譲渡の日の属する月の翌日より乙において負担するものとする。

才八条 才六条才一項の保険料および前条の公租公課につき、既に納

付したるものうち未經過分の負担については従前のままとする。
 才九条 才四条に掲げる場合ならびに本契約の条項に疑義を生じ、その他本契約に定めない事項に関しては、甲乙双方誠意をもって協議の上解決を図るものとする。

右後日の証として本書の正本二通および副本一通を作成の上、甲乙ならびに立会人記名押印し、その正本を甲乙一通ずつ、副本を立会人において、それぞれ保管するものとする。

昭和三十三年三月十三日

酒田市山居町七〇番地

財団法人北斗会

甲 会 長 酒 井 忠 明

酒田市山居町五二番地の一

山形県庄内経済農業協同組合連合会

乙 会長理事 豊 田 永 治

立会人 山形県 相 坂 治

目 録 (略)

旧 北 斗 会 倉 庫 内 容

倉庫名	土地	庫数	坪数	ひさしその他	所 在 地
庄内倉庫	2,657.00 ^坪	8	990.00 ^坪	224.70	酒田市山居町
遊佐	1,182.00	4	633.00	220.08	遊佐駅前
本楯	1,124.00	4	581.00	217.00	本楯駅前
砂越	1,430.00	2	575.00	226.00	砂越駅前
余目	1,825.10	3	760.00	318.89	余目町上朝丸
藤島	2,642.90	9	1,420.00	424.04	藤島駅前
米	0	1	105.00	51.00	鶴岡市大字米字邊の沢
押切	392.20	1	120.00	32.00	三三村押切新田
計	11,253.20	325	1,894.00	1,713.71	